

平成24年8月25日

ほのぼのの教室

介護老人保健施設 **ライフプラザ新緑**

作業療法士 酒井広樹

介護保険制度について

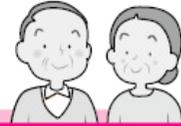
「横浜市の介護保険 総合案内パンフレット」

横浜市ホームページ

(→健康福祉局→高齢者福祉の案内→利用者の方へ→介護保険制度のあらまし)

[Http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/riyousya/aramashi/](http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/riyousya/aramashi/)

介護保険制度のしくみ

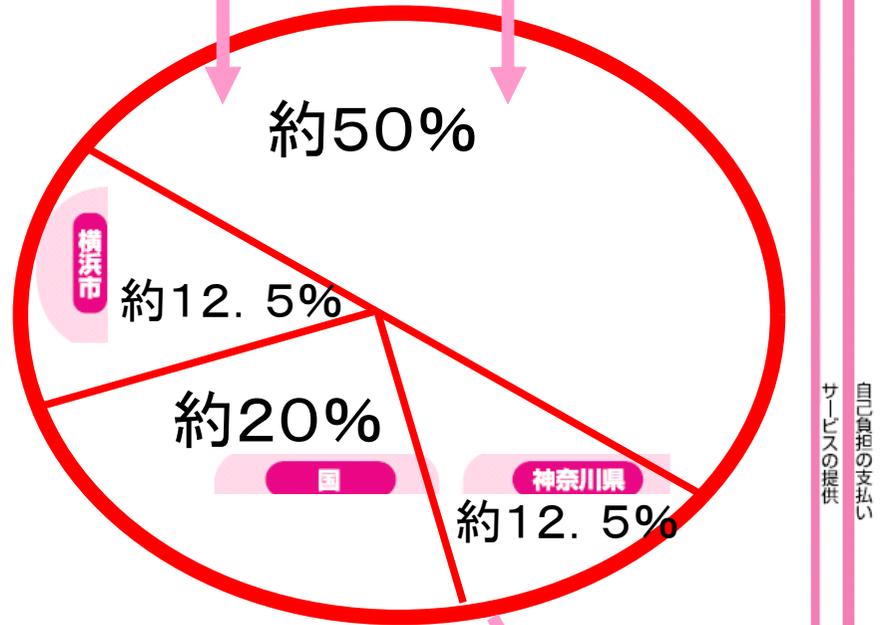


第1号被保険者 (65歳以上)



第2号被保険者 (40~64歳)

保険料



居宅介護支援事業者
居宅サービス事業者
介護保険施設

自己負担の支払い
サービスの提供

対象者

【第1号被保険者】

- ・65歳以上の方
- ・介護が必要なとき(原因問わず)

【第2号被保険者】

- ・40～64歳までの医療保険加入の方
- ・特定疾病が原因で介護が必要なとき

⇒要介護認定を経て介護保険サービス利用できる

サービス利用までの流れ

1 要介護認定を受けます



ケアプランは状況に応じて適宜見直しします。
また、引き続きサービスを利用する場合は、
認定有効期間が終了する前に更新の申請をします。
※心身の状態に変化が生じ、介護の必要度が変わった
場合には、いつでも認定の変更申請をすることが
できます。

2 ケアプランを作成し、事業者と契約します

ケアマネジャーなどと相談して、要介護度ごとの利用限度額（10ページ）の範囲で、本人の希望や状態に応じた居宅サービス計画（ケアプラン）をたてます。
※ご自分でケアプランを作成することもできますが、事前に区役所高齢（障害）支援課への届出が必要です。

3 サービスを利用します

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。
原則として費用の1割は利用者の負担となります。

サービスの利用者負担について

介護保険サービスを利用したときは、サービス費用の1割を負担します。

サービス費用の1割以外に食費・部屋代を負担します。食費・部屋代などは、利用する時の契約により決まるため、事業者ごとに異なります。

①介護予防サービス、②地域密着型介護予防サービス、 ③在宅サービス、④地域密着型サービスを利用した場合 (要支援1・2、要介護1～5共通)			
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導など	サービス 費用の1割		
通所介護 通所リハビリテーション など	サービス 費用の1割	食費 	日常生活費 
短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)	サービス 費用の1割	部屋代 	食費  日常生活費 (理美容代など) ※ 
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 など	サービス 費用の1割	部屋代 	食費  日常生活費 
⑤施設サービスを利用した場合 (要介護1～5)			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設	サービス 費用の1割	部屋代 	食費  日常生活費 (理美容代など) ※ 

※ショートステイと施設サービスについてはオムツ代の負担はありません。

介護保険サービスの種類

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。要介護の方は介護サービス、要支援の方は介護予防のサービスが利用できます。

	都道府県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	居宅サービス 16～21ページ 訪問サービス ○訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 施設サービス 26～27ページ ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設	地域密着型サービス 23～25ページ ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
	居宅介護支援 通所サービス ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション 短期入所サービス ○短期入所生活介護 (ショートステイ) ○短期入所療養介護	
予防給付を行うサービス	介護予防サービス 16～21ページ 訪問サービス ○介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入	地域密着型介護予防サービス 23～25ページ ○介護予防認知症対応型 通所介護 ○介護予防小規模多機能型 居宅介護 ○介護予防認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 介護予防支援
	通所サービス ○介護予防通所介護 (デイサービス) ○介護予防通所 リハビリテーション 短期入所サービス ○介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護	

入所施設について

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護療養型医療施設
- 介護老人保健施設

『理念と役割』

(公益社団法人 全国老人保健施設協会より)

- 包括的ケアサービス施設
 - リハビリテーション施設
 - 在宅復帰施設
 - 在宅生活支援施設
 - 地域に根ざした施設
-

介護老人保健施設

ライフプラザ新緑

- 設置主体 : (医)三喜会
 - 開設 : 平成11年3月25日
 - 住所 : 緑区長津田町5708番地
 - 事業形態 : 介護老人保健施設
通所リハビリテーション
居宅介護支援事業所
 - 定員 : 入所120名(内、認知症専門棟40名)
通所30名
-

人員構成

- 医師 2名
- 薬剤師 2名
- 看護師 14名
- 介護士 47名

- 支援相談員 3名
- 理学療法士 6名
- 作業療法士 4名
- レクリエーション
トレーナー 2名

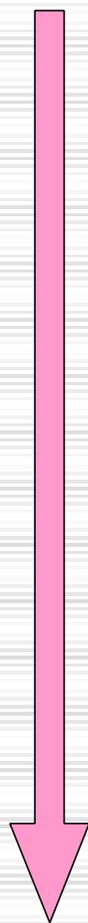
平成24年4月現在

入所サービス

一定期間の入所のなかでサービスを提供し、ご家庭での生活や地域社会への復帰を目指します。ひとり一人の心身の状態・ご家族等の状況にあわせた「ケアプラン」が個々に作成され、それに基づき看護・介護・リハビリテーション・栄養相談などを行います。

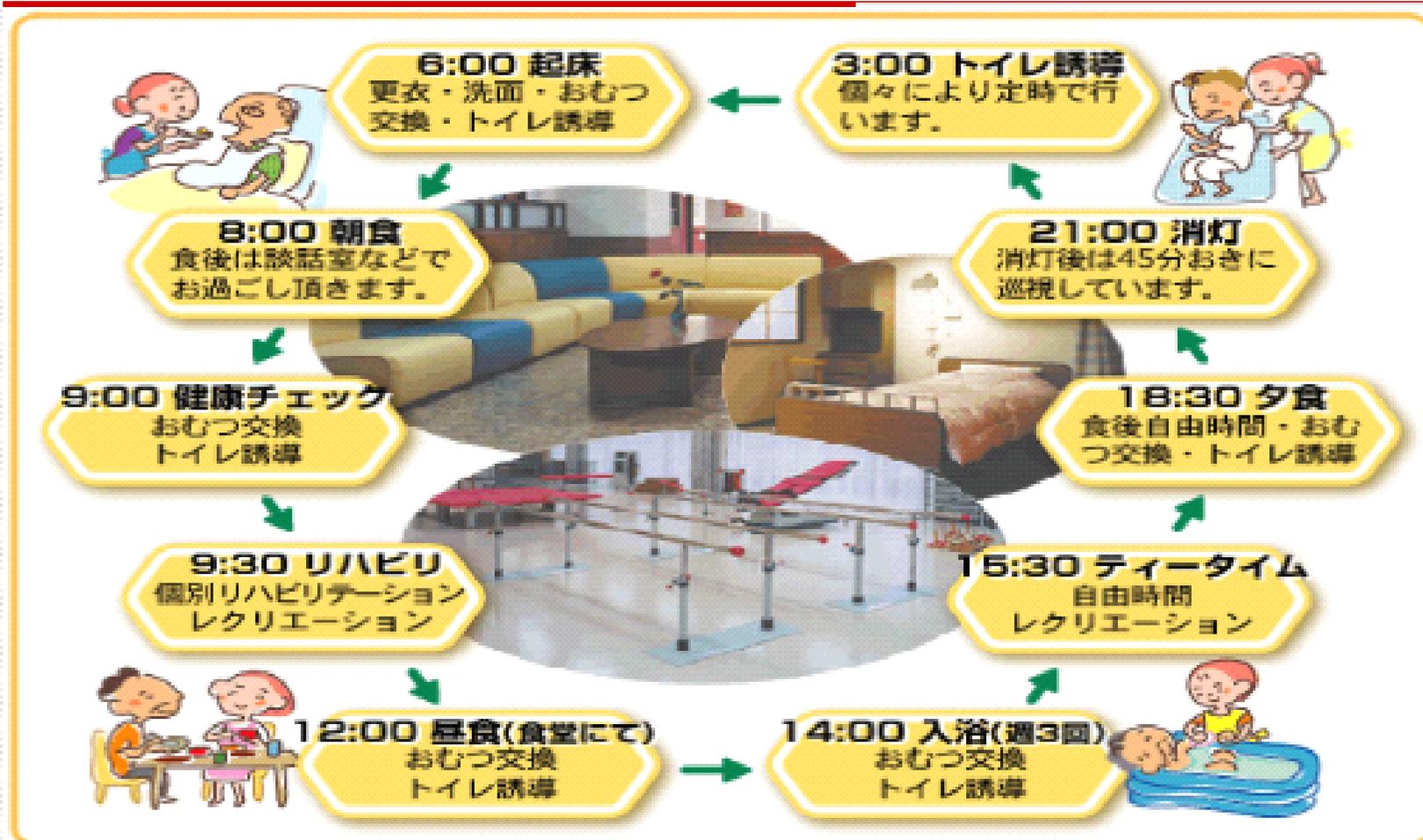


施設利用の流れ



- ・ご相談・見学
 - ・お申し込み
 - ・判定会議
 - ・ご入所・サービス開始(ご契約)
 - ・入所前後訪問
 - ・カンファレンス
 - ・家族面談
 - ・中間評価
 - ・退所前訪問
 - ・ご退所
 - ・退所後訪問
-

一日の過ごし方



入浴

- 基本的には週2回
 - 居室毎に入浴日を決めさせていただきます。
 - ご利用者様の状態に合わせて、職員が介助をおこないます。
 - 入浴できない場合は清拭をさせていただきます。



リハビリテーション

「生活リハビリ」とは

技術論や技術体系 ではなく 理念・考え方

- 「できるだけ自分で生活動作をやっていってもらおう」という考え方
 - 「高齢者がいかに能力を発揮し生き生きと暮らしていけるようなケアを“周りの人が行なっていこう”」という考え方であり運動
-

リハビリテーション

☆生活リハビリ ⇒ **24時間** ← スタッフ全員
での関わり
体力作り、歩行、余暇活動、生活作り

☆個別リハビリテーション ← **PT・OT**

入所して3ヶ月まで：1回20～30分・週3～5回

3ヶ月～ ：1回20～30分・週2回

アプローチする対象

- ご本人の生活遂行能力
- 介助者の介護力
- 居宅環境・用具の整備
- 介護サービスの活用方法

在宅生活支援→通所リハビリ

ショートステイ

数ヶ月の入所(ミドルステイ)



医師、介護士、看護師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、
薬剤師、管理栄養士、調理師、事務員等

退所後の利用サービス

	都道府県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス	
介護給付を行うサービス	<p>居宅サービス 16～21ページ</p> <p>訪問サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>施設サービス 26～27ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 	<p>居宅介護支援</p> <p>通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>短期入所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 	<p>地域密着型サービス 23～25ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
予防給付を行うサービス	<p>介護予防サービス 16～21ページ</p> <p>訪問サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>○特定介護予防福祉用具購入</p>	<p>通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護(デイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション <p>短期入所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 	<p>地域密着型介護予防サービス 23～25ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>介護予防支援</p>

レクリエーション(余暇活動)

- 朝と昼14時からの体操やゲーム(毎日)
 - クラブ(月に1~4回)
 - 定期演奏会(月に1回)
 - 季節行事
-

10月クラブ活動予定表

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 絵画クラブ	6 フラワー (生花)	7 書道 クラブ	8
9	10 スノードーム	11	12 俳句クラブ	13 囲・将・麻 クラブ	14 大工クラブ ポツポ来所	15
16	17 スノードーム	18	19	20 フラワー (造花)	21 定期演奏会 (エレクトーン競)	22 歌クラブ
23	24 スノードーム	25 園芸クラブ	26 誕生会	27 軽スポーツ クラブ	28 定期演奏会 (車いすダンス)	29
30	31					







居宅訪問

入所前後や退所前後にご自宅(実際の生活場所)で、生活に関する情報交換や動作確認等をおこないます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

ご家庭で過ごされている方が、（リハビリサービスの利用や、介護者の冠婚葬祭・旅行・病気・介護疲れなどによって）一時的に短期間の入所をご利用いただくサービスです。



通所リハビリテーション

ご家庭で過ごされている方に通っていただき、入浴サービス・リハビリテーション・レクリエーション・趣味活動などを通して、心身の向上・活性化を図り、一日を楽しく過ごしていただくサービスです。

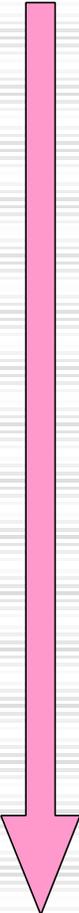
※送迎エリア:

緑区(十日市場町、霧が丘、長津田、長津田町、
いぶき野、長津田みなみ台)

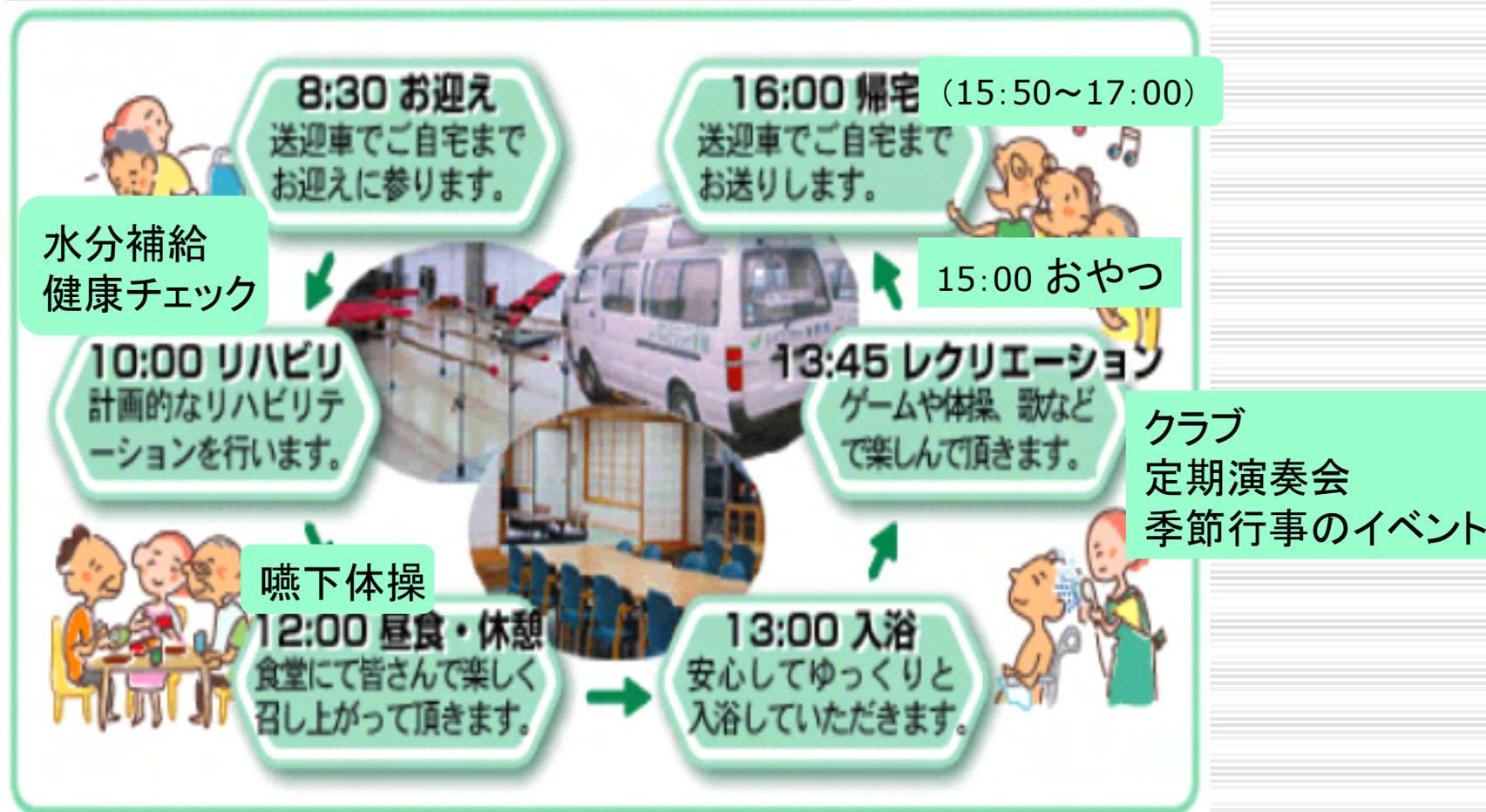
旭区(若葉台)

他エリアは応相談

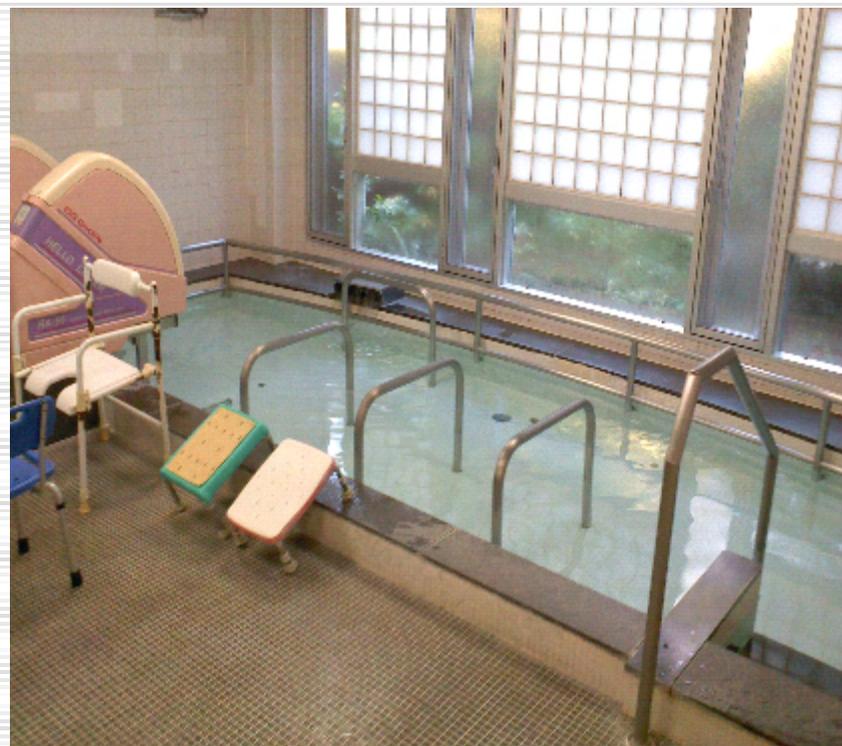
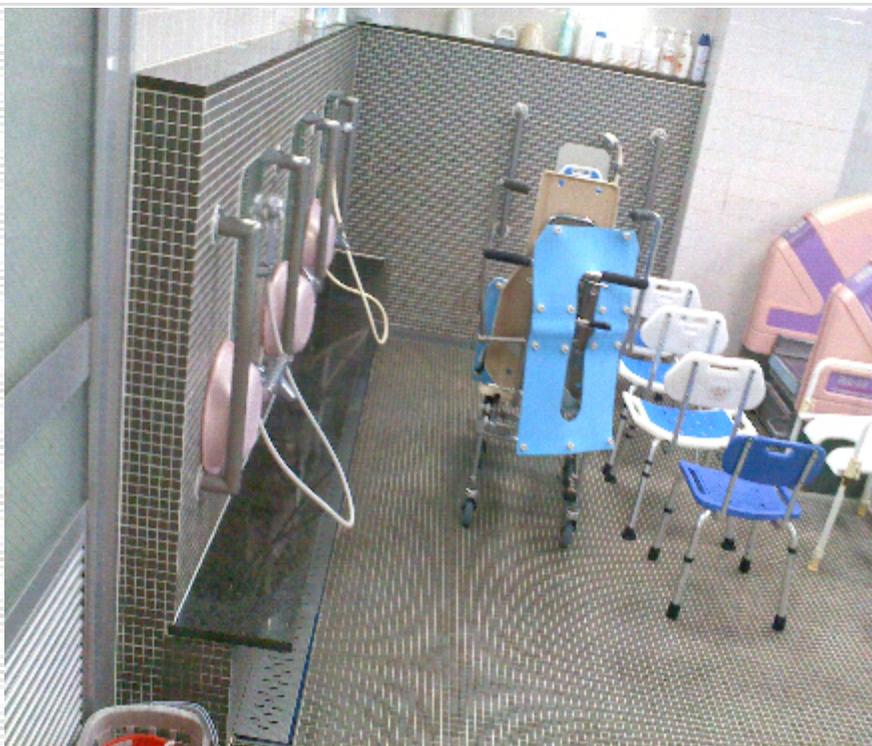
通所リハ利用の流れ

- 
- ご相談・見学
 - お申し込み
 - 判定会議
 - ご自宅訪問(ご契約)
 - サービス開始
 - カンファレンス
 - 家族面談
 - 中間評価
 - 居宅訪問
-

一日の過ごし方



入浴



施設紹介

□ ライフプラザ新緑の特色



- レクリエーショントレーナー がいます。
 - 常勤薬剤師 がいます。
 - 定期演奏会 をおこなっています。
 - 日用品・衣類のレンタル があります。
 - 家族会・介護教室 を開催しています。
-

最後に

□ ご利用をご検討の方は、お気軽にご相談ください！

□ お問い合わせは、

TEL0120-83-2050

支援相談室：鳥居・曾根・鮫島まで。

An aerial photograph of a city. In the foreground, there is a large building with a green roof and a parking lot. To the left, there are several agricultural fields with blue plastic mulch. In the background, a dense urban area with various buildings and a highway is visible under a clear sky. A white rounded rectangle with black text is overlaid in the center of the image.

ご静聴ありがとうございました！

(補足)

認知症専門棟

- 見当識(方向、場所、周囲の状況等を正しく理解する能力)に配慮した行動しやすい回廊式廊下等を可能な限り設ける
- 一人一人の入所者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助する「馴染みの関係」を重視する

「認知症専門棟に係る施設基準」より
